
告 示

高知県告示第810号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に県が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和2年10月6日

高知県知事 濱田 省司

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、令和2年10月1日（以下「審査基準日」という。）において2の(2)から(9)までのいずれにも該当しない者で、1に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとする。

1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査基準日の前日における営業年数
- (2) 審査基準日の前日における事業に従事する者の数
- (3) 審査基準日の直前1年以上の期間事業を継続している者にあつては、直前1年の事業年度における販売高又は製造の実績高
- (4) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあつては純資産の額を、個人にあつては次年繰越しの純資本金の額をいう。）

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

- (1) 1に定める資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者
- (2) 精神の機能の障害により競争入札を適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合並びに新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により徴収の猶予を受けている場合は、この限りでない。

- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合並びに新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により納税の猶予を受けている場合は、この限りでない。
- (8) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者
- (9) 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者として知事が別に定める者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

- 1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を令和2年10月26日（月）から同年11月27日（金）までの間に知事に提出しなければならない。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
 - (1) 営業概要書（知事が別に定める様式による。）
 - (2) 登記事項証明書（法人の場合のみ）
 - (3) 身分証明書（個人の場合のみ。本籍がある市町村長が証明したもの）
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 都道府県税に係る納税証明書（審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税について滞納がないことが分かる証明書）
 - (6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）
 - (7) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）

- (8) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告決算書の写しその他の決算状況が分かるもので、審査基準日の直前1事業年度分のもの）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（知事が別に定める様式による。）
- (10) 営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可等が必要な業種の場合のみ）
- (11) 印刷に関する保有設備等申告書（知事が別に定める様式による。）
- (12) (1)から(11)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、知事が競争入札に参加する資格を有すると認めた申請者に対しては、競争入札参加資格決定に係る通知を行うこととし、高知県会計管理局総務事務センターのホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>）に登載することをもって当該通知に代えるものとする。

第4 申請書の記載事項の変更届

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号若しくは名称又は住所
- 2 代表者等の職名又は氏名
- 3 電話番号又はファクシミリ番号
- 4 実印又は使用印鑑

第5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、令和3年4月1日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定する日が同月2日以降になるときにあっては、当該決定する日）から令和6年3月31日までとする。

第6 有資格者の追加登録

有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録（以下「追加登録」という。）は、令和3年4月2日（金）から随時行うものとする。ただし、追加登録の日は、知事が特に認める場合を除き、資格審査の申請書を受理した月の翌々月の初日とする。

また、追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

第7 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(2)から(5)まで及び(9)のいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第8 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、知事が別に定める基準により指名停止又は指名不選定とすることがある。

告 示

○令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等

(総務事務センター)